

令和6年度

対馬市人事行政の運営等の状況

令和6年10月

I 職員の任免及び職員数に関する状況報告書

1 職員の採用の状況（令和5年度）

（単位：人）

区 分	試 験 の 種 類			選 考	合 計
	上 級 試 験	中 級 試 験	初 級 試 験		
一 般 行 政 職	2	3	13	0	18
事 務 職	2		10		12
技 術 職			2		2
学 芸 員			1		1
保 育 士		3			3
医 療 職		1			1
栄 養 士					0
保健師・看護師		1			1
海 事 職					0
消 防 職			5		5
教 育 職					0
合 計	2	4	18	0	24

2 再任用職員の採用の状況（令和5年度）

区 分	試 験 の 種 類		選 考	合 計
	上 級 試 験	初 級 試 験		
一 般 行 政 職			20	20
事 務 職			18	18
技 術 職			2	2
保 育 士				0
医 療 職			1	1
栄 養 士				0
保健師・看護師			1	1
海 事 職				0
消 防 職			2	2
教 育 職			1	1
技 能 労 務 職			1	1
合 計	0	0	25	25

備考 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。

3 任期付職員の採用の状況（令和5年度）

区 分	選 考	合 計
一 般 行 政 職	1	1
事 務 職	1	1
技 術 職		
学 芸 員		
医 療 職		
栄 養 士		
保健師・看護師		
海 事 職		
消 防 職		
教 育 職		
技 能 労 務 職		
合 計	1	1

備考 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項の規定に基づき、任命権者が採用した任期付職員数の状況である。

4 退職の状況（令和5年度）

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他						合 計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一 般 行 政 職			10		1		1	2	14
医 療 職			2						2
消 防 職			8						8
海 事 職									0
教 育 職									0
技 能 労 務 職									0
合 計	0	0	20	0	1	0	1	2	24

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2) 勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職

5 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職 員 数			対 前 年 度 増 減 数			6年度分の 主な増減理由
		4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	
一般行政	議 会	5	5	5	0	0	0	
	総 務	100	101	99	0	1	△ 2	長崎県への派遣終了、欠員不補充
	税 務	23	22	21	1	△ 1	△ 1	欠員不補充
	民 生	70	69	67	△ 4	△ 1	△ 2	欠員不補充
	衛 生	61	61	57	0	0	△ 4	欠員不補充、配置調整
	農林水産	35	35	35	△ 1	0	0	
	商 工	17	18	17	△ 1	1	△ 1	対馬観光物産協会への派遣終了
	土 木	24	25	25	△ 1	1	0	
	小 計	335	336	326	△ 6	1	△ 10	
特別行政	教 育	58	58	58	△ 1	0	0	
	消 防	91	90	90	△ 4	△ 1	0	
	小 計	149	148	148	△ 5	△ 1	0	
公営企業等	診 療 所							
	水 道	14	14	14	0	0	0	
	交 通	2	2	2	0	0	0	
	下 水 道							
	そ の 他	20	19	18	△ 3	△ 1	△ 1	配置調整
	小 計	36	35	34	△ 3	△ 1	△ 1	
合 計		520	519	508	△ 14	△ 1	△ 11	

② 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	9 人	46 人	44 人	35 人	34 人	35 人	40 人	73 人	79 人	48 人	46 人	19 人	508 人

Ⅱ 職員の給与の状況

1 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 （５年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	（参考） ４年度の人件費率
年度 ５	人 27,416	千円 32,609,742	千円 409,369	千円 4,671,084	% 14.3	% 13.9

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度 ６	人 474	千円 1,894,505	千円 426,557	千円 768,353	千円 3,089,415	千円 6,517

- （注） 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

3 ラスパイレス指数の状況（各年４月１日）

区 分	３年度	４年度	５年度
対 馬 市	99.0	99.2	98.1
全 国 市 平 均	98.8	98.7	98.6
類 似 団 体	97.5	97.4	97.3

- （注） 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

① 一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
対 馬 市	歳 43.6	円 326,253	円 419,496

② 技能労務職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
対 馬 市	歳 —	円 —	円 —
うち学校用務員	歳 —	円 —	円 —
うちその他職員	歳 —	円 —	円 —

③ 医療職（１）（栄養士）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
対 馬 市	歳 41.3	円 306,583	円 347,399

④ 医療職（２）（保健師、看護師、准看護師）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
対 馬 市	歳 45.1	円 321,175	円 379,022

⑤ 教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
対 馬 市	歳 45.2	円 375,557	円 465,496

⑥ 海事職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
対 馬 市	歳 41.0	円 322,800	円 475,306

- (注)1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における各職種ごとの職員基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

5 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		対 馬 市		国	
		初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
一 般 行 政 職	大 学 卒	196,200 円	206,600 円	196,200 円	206,600 円
	高 校 卒	166,600 円	174,900 円	166,600 円	174,900 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
医 療 職（１）	大 学 卒	202,800 円	212,400 円	202,800 円	212,400 円
	短 大 卒	182,700 円	194,700 円	182,700 円	194,700 円
医 療 職（２）	大 学 卒	228,500 円	236,200 円	228,500 円	236,200 円
	短 大 卒	218,800 円	229,400 円	218,800 円	229,400 円
教 育 職	大 学 卒	219,700 円	229,900 円	219,700 円	229,900 円
	短 大 卒	193,400 円	208,200 円	193,400 円	208,200 円
海 事 職	高 校 卒	183,100 円	194,600 円	183,100 円	194,600 円
	中 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,200 円	302,800 円	354,200 円
	高校卒	225,400 円	272,200 円	302,800 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中校卒	— 円	— 円	— 円
医療職（1）	大学卒	261,600 円	304,600 円	331,200 円
	短大卒	240,800 円	279,500 円	319,100 円
医療職（2）	大学卒	275,000 円	302,500 円	338,000 円
	短大卒	270,600 円	295,300 円	330,600 円
教 育 職	大学卒	295,500 円	341,700 円	371,200 円
	短大卒	271,000 円	319,900 円	355,100 円
海 事 職	大学卒	255,400 円	300,600 円	323,900 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

7 一般行政職の等級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

職務の級	基準となる職務		職員数	構成比
1 級	主事級	定型的な業務を行う職務	人 35	% 12.5
2 級		高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 27	% 9.7
3 級	係長級	係長及び主任の職務	人 30	% 10.8
4 級	課長補佐級	1 課長補佐の職務 2 副参事の職務	人 55	% 19.7
5 級	課長級 次長級	1 次長の職務 2 課長、室長、所長、館長、事務局長、署長、副署長、支署長、出張所長及び主幹（以下「課長等」という。）の職務 3 参事の職務	人 95	% 34.1
6 級		1 理事の職務 2 困難な業務を所掌する次長の職務 3 特に困難な業務を所掌する課長等の職務	人 25	% 9.0
7 級	部長級	1 部長、政策監、会計管理者、教育部長、局長及び消防長の職務 2 重要な業務を所掌する理事の職務	人 12	% 4.3

- （注） 1 対馬市の給与条例に基づく給料表の等級別基準職務表による職員数である。
2 基準となる職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

8 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
5 年度	職 員 数 A	人 519
	普通昇給期間（12～24月）を短縮 して昇給した職員数 B	人 0
	比 率 B / A	% 0.0
4 年度	職 員 数 A	人 520
	普通昇給期間（12～24月）を短縮 して昇給した職員数 B	人 0
	比 率 B / A	% 0.0

9 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

対 馬 市	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,480 千円	—
（5年度支給割合） 期 末 手 当 勤 勉 手 当 2.45 月分 2.05 月分 （ 1.375 ）月分（ 0.975 ）月分	（5年度支給割合） 期 末 手 当 勤 勉 手 当 2.45 月分 2.05 月分 （ 1.375 ）月分（ 0.975 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当

対馬市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
（退職時特別昇給 なし ）			（退職時特別昇給 なし ）		
1人当たり平均支給額		23,083千円			

（注）退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に勸奨・定年退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③ 特殊勤務手当

支給実績（５年度決算）	6,269 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	56,477 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）	21.4 %
手当の種類（手当数）	12種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務手当	徴税吏員	市税等の徴収、滞納処分	１日	500円
感染症等防疫作業手当	業務に従事した職員	感染症患者等の救護、消毒又は伝染病菌を有する家畜の防疫作業	１日	3,000円
犬猫等死体処理作業手当	業務に従事した職員	犬猫等の死体処理業務	１件	500円
行旅病人・死亡人取扱作業手当	業務に従事した職員	行旅死亡人、漂流死体及び身寄りのない者等の死亡の処理	１日	6,000円
機械操作手当	業務に従事した職員	庁舎内のボイラー、冷凍機の運転	月	4,000円
廃棄物処理業務手当	業務に従事した職員	廃棄物処理業務	月	5,000円
介護手当	介護士	特別養護老人ホームに勤務し入所者の介護に従事	月	5,000円
消防業務手当	消防士	夜間勤務	１夜	400円
火災等出動手当	消防士	水火災、その他の災害又は警戒業務	１回	300円
救急出動手当	消防士	救急出動業務	１回	200円
感染症搬送手当	業務に従事した職員	感染症患者又は感染症の疑いのある患者の搬送	１回	300円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する現業業務職員及び査察指導業務に従事する職員	査察指導業務	月	5,000円

④ 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	136,365 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	335,874 円

⑤ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	-	72,229千円	263,609円
	子	10,000円				
	その他の扶養親族	6,500円				
	加算（特定扶養）	5,000円				
	（満16歳の年度初めから満22歳までの年度末までの子に加算）					
住居手当	借家・借間住居者 家賃27,000円以下の場合 家賃月額－16,000円		同じ	-	38,459千円	249,734円
	家賃27,000円を超える場合 （家賃月額－27,000円）× 1/2＋11,000円 （最高28,000円）					
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額		異なる	使用距離 区分が相 違	45,770千円	112,734円
	交通用具利用者 片道2km以上～6.5キロkm以上 1,000円～25,250円					
管理職手当	支給額	部長級 55,000円 理事 49,000円 次長級 45,000円 課長等 41,000円 主幹 37,000円	異なる	役職に応じ た支給額が 相違	44,369千円	521,988円
休日勤務手当	支給額 勤務1時間あたりの 給与額×135/100× 時間外勤務時間数		異なる	勤務1時間 あたりの給 与額の算出 方法が相違	23,443千円	133,199円
夜間勤務手当	支給額 勤務1時間あたりの 給与額×25/100×勤 務時間数		異なる		3,715千円	48,882円
特地勤務手当	教育委員会の指導主事 （給料＋扶養手当）×25/100		同じ	-	8,445千円	1,206,429円
準特地勤務手当	教育委員会の指導主 事に対して着任後6年 以内の期間支給 （給料＋扶養手当）×4/100 （6年目は2/100）		同じ			
教員特別手当	教育委員会の指導主事 月額8,000円を超えない範囲		-	-	615千円	87,857円
宿日直手当	職員が勤務した場合 1回4,400円を支給		異なる	特別宿日直 勤務に対す る支給なし	0千円	0千円
管理職特別勤 務手当	臨時又は緊急の必要 その他の公務の運営 の必要により週休日 又は休日等に勤務し た管理職に支給 支給額1回につき8,000円以内 6時間を超える場合、役職に 応じ3,000円～4,000円の加算 あり		同じ	-	992千円	26,105円
単身赴任手当	支給額 30,000円 職員の住居と配偶者 の住居間の距離が100 km以上の場合、距離 により8,000円～ 70,000円の加算あり		同じ	-	3,790千円	344,545円

10 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	800,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 (R5.4.1)	
	副 市 長	652,000 円	985,000 円 / 391,500 円	790,000 円 / 420,000 円
報 酬	議 長	400,000 円	545,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	340,000 円	475,000 円 / 200,000 円	
	議 員	320,000 円	442,000 円 / 180,000 円	
期 末 手 当	市 長	(5年度支給割合)		
	副 市 長	3.40 月分		
	議 長	(5年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.40 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(支給時期)	
	副 市 長	給料月額×在職年数×600/100	任期毎	
		給料月額×在職年数×360/100	任期毎	

Ⅲ 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

1 勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）

1 週間 の 勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	8:45	17:30	12:00～13:00	—	土曜日及び日曜日

2 休暇の種類

区 分		付与日数	備 考
年次有給休暇		20	心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とした休暇
病気休暇		90	負傷又は疾病のために勤務に服することができない職員に対し、その治療に専念させる目的で設けられた休暇
特 別 休 暇	公民権行使	必要と認められる期間	選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために設けられた休暇
	官公署への出頭	必要と認められる期間	職員が裁判員、承、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合に認められる休暇
	骨髄等の提供	必要と認められる期間	職員がドナーとなることを希望する場合において、その登録の申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため設けられた休暇
	ボランティア	5日の範囲内	被災者又は障害者、高齢者等に対するボランティア活動に参加する場合に認められる休暇
	結婚	5日の範囲内	結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき与えられる休暇
	出産サポート	5日の範囲内	不妊治療に係る通院等のために勤務をしないことが認められる場合に認められる休暇（※体外受精その他市長が認める不妊治療は10日以内）
	産前	8週間	母性を保護するために与えられる休暇
	産後	8週間	同 上
	育児	1日2回 各30分 以内	生後1年に達しない子を育てる職員が育児の時間を請求した場合に認められる休暇
	出産補助	2日の範囲内	職員の配偶者の出産に伴い、配偶者の世話、介護等のために勤務に服することができない場合に認められる休暇
	育児参加	5日の範囲内	配偶者が出産する場合で、子の養育をする必要がある場合に認められる休暇
	子の看護	5日の範囲内	負傷又は病気の中学校就学の終期までの子の看護を行うため、休暇を請求した場合に認められる休暇（※就学の終期までの子が2人以上の場合は10日以内）

区 分		付与日数	備 考
特 別 休 暇	短期介護	5 日の範囲内	職員の配偶者、父母、子等が、負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障があるものの介護を行うために休暇を請求した場合に与えられる休暇
	忌引	10 日～1 日	職員の親族の死亡に伴い、必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認めるとき与えられる休暇
	祭日	1 日の範囲内	父母の祭日に法要を営む等特別の行事のために勤務することができない場合に限り認められる休暇
	夏季	原則として連続する3 日	職員が夏季における心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のために請求した場合に与えられる休暇
	住居滅失・損壊	7 日の範囲内	職員の現住居が、地震、水害等の災害により滅失し、又は損壊し、復旧等のため必要な場合に限り認められる休暇
	災害交通遮断	必要と認められる期間	地震、水害、火災その他の災害により交通が遮断され、出勤が不可能の状態に陥っている場合で必要と認められる場合に認められる休暇
	退勤途上危機回避	必要と認められる期間	天災その他の非常災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合に認められる休暇
	公益団体	必要と認められる期間	国、地方公共団体の機関又は公共的団体等から依頼を受けて、旅行又は会議へ出席する場合に認められる休暇
	体育行事	必要と認められる期間	国又は県等が主催する体育行事に参加するため勤務に服することができない場合に認められる休暇
	生理	必要と認められる期間	生理日において勤務することが著しく困難な女子職員が休暇を請求した場合に認められる休暇
介護休暇		連続する6 月の期間内	職員の配偶者、父母、子等が、負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障があるものの介護を要するために勤務に服することができない場合に認められる休暇
組合休暇		30 日の範囲内	職員が任命権者の承認を得て登録された団体の業務又は活動に従事する期間に限り認められる休暇

Ⅳ 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況（令和5年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号				0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号			4	4
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号				0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号				0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号				0
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
合 計		0	0	4	4

2 懲戒処分の状況（令和5年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	29条第1項第1号		3		1	4
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	29条第1項第2号	6	2	4		12
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	29条第1項第3号	1	1			2
合 計		7	6	4	1	18

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

Ⅴ 職員のサービスの状況報告書

営利企業等の従事許可の状況（令和5年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	20	20

Ⅵ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況報告書

1 研修の状況（令和5年度）

研修の名称	対象者	実施回数	受講者数
新規採用職員研修	新規採用職員	2回	20人
主事級研修	主事	1回	29人
次世代リーダー研修	主任級職員	1回	2人
中都市職員合同研修	主任級職員	1回	3人
地域づくりコーディネーター養成研修	主任級職員	8回	2人
係長研修	係長	2回	6人
次世代マネージャー研修	課長補佐級	1回	4人
課長研修	課長級	2回	8人
土木初級研修	土木職員	1回	2人
人事評価研修	評価者	2回	182人
コンプライアンス研修	全職員	1回	482人
育児休業制度研修（ニーズ研修）	管理職及び 35歳以下の職員	1回	63人

2 勤務成績の評定の状況（令和5年度）

評 定 の 方 法	評 定 者	評 定 結 果 の 活 用

VII 職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

1 厚生制度の状況（令和5年度）

区 分	内 容	実 施 状 況
職員の保健に関すること	定期健康診断の実施 人間ドック受診	定期健康診断 383名 人間ドック 150名
その他厚生に関すること		

2 公務災害補償の状況

① 公務災害（令和5年度）

前 年 度 末 未 処 理 件 数	受 理 件 数	認 定 件 数		取り下げ件数	未処理件数
		公 務 上	公 務 外		
0	2	1	0	0	1

② 通勤災害（令和5年度）

前 年 度 末 未 処 理 件 数	受 理 件 数	認 定 件 数		取り下げ件数	未処理件数
		公 務 上	公 務 外		

Ⅷ 勤務条件に関する措置要求等状況報告書

1 勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立ての係属状況

区 分		5年度末の 係属件数	5年度中の 要求及び申立 件数	5年度中の 終結件数	5年度中の 繰越件数
措 置 要 求	給 与				
	休 暇				
	そ の 他				
	計				
不 服 申 立	懲 戒 処 分				
	分 限 処 分				
	そ の 他				
	計				
合 計					

2 勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立ての処理状況

区 分		5年度中 の 終結件数	左 の 内 訳			
			却 下	取 下 げ	判 定	
					全 部 容 認 処 分 取 消	一 部 容 認 処 分 修 正
措 置 要 求	給 与					
	休 暇					
	そ の 他					
	計					
不 服 申 立 て	懲 戒 処 分					
	分 限 処 分					
	そ の 他					
	計					
合 計						